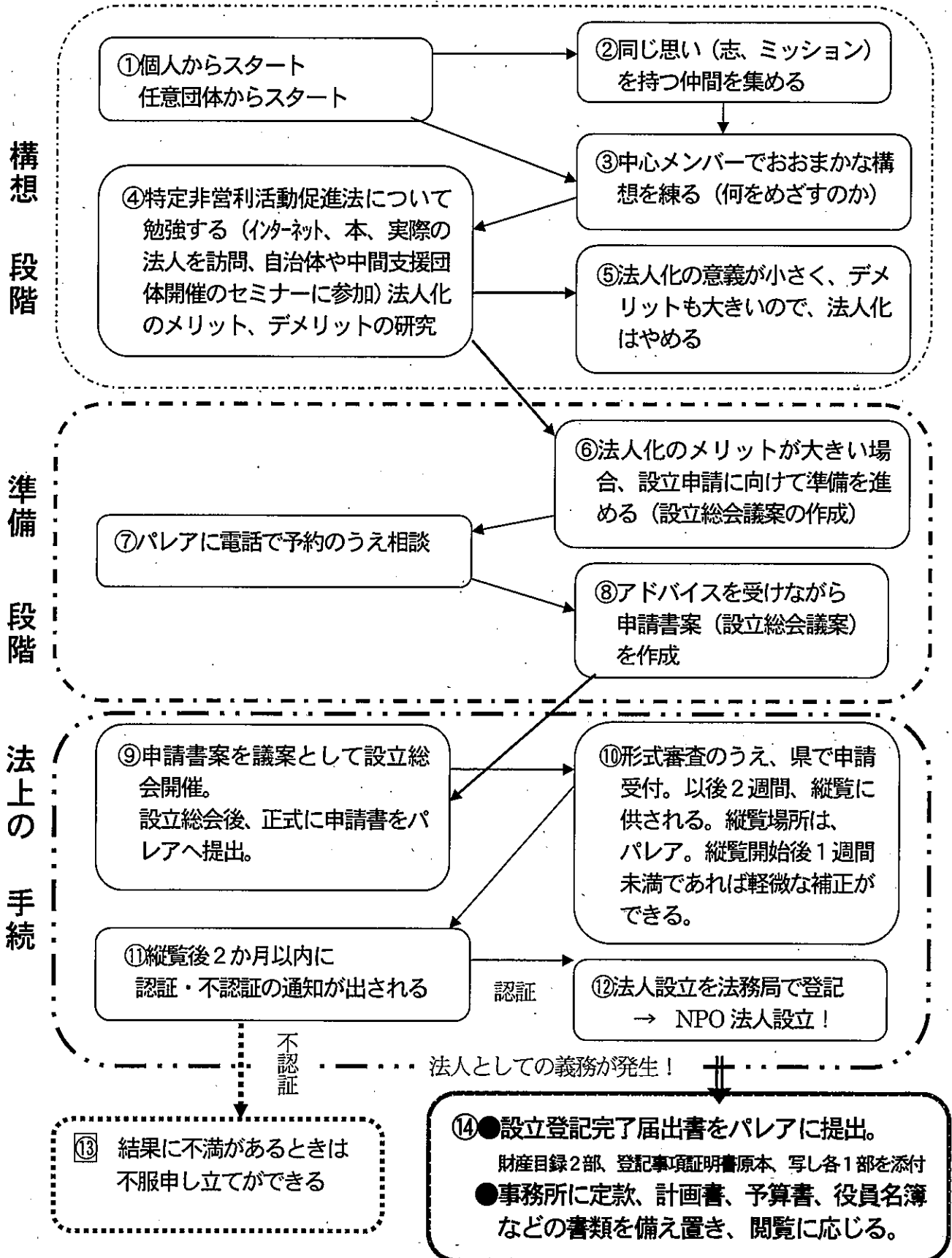


NPO法人設立説明会

熊 本 県

2021年9月

申請手続きの流れの例



申請に必要な書類一覧&チェック表

	提出書類	部数	ポイント	チェック
①	申請書（別記第1号様式）	1	熊本市のみに事務所を有する場合は、熊本市が所轄庁になります。	
②	定款	2	県民の皆さまに縦覧します。	
③	役員名簿	2	県民の皆さまに縦覧します。 住民票どおりの記載を！！	
④	就任承諾書及び誓約書（コピー）	1	コピーを提出してください。 原本は、法人で保管します。	
⑤	役員の住所又は居所を証する書面	1	「住民票の写し」のことです。申請受付時点で、発行後6ヶ月以内のもの（コピーは不可）。	
⑥	社員のうち10人以上の者の名簿	1	役員が入っても構いません。	
⑦	確認書	1		
⑧	設立趣旨書	2	県民の皆さまに縦覧します。誰にでも読んで分かる文章で！ 2部とも原本（コピー不可）。	
⑨	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	コピーを提出してください。 原本は、法人で保管します。	
⑩	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	県民の皆さまに縦覧します。	
⑪	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	県民の皆さまに縦覧します。	
※	補正書	1	縦覧後1週間を経過するまでに、軽微な文言等の修正が生じた場合に使用します。 また、修正する書類を2部添付します。	

※未成年者が役員になる場合は、上記書類の他、法定代理人（親権者）の同意書が必要となりますので、事前にご相談ください。

※ 申請書類作成後、必ず、作成者以外の2人以上の人に、この冊子とともに見てもらい、チェックしてもらいましょう。

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所又は居所
氏名

〔法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

電話番号

設 立 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を
設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
- 2 代表者の氏名（フリガナ）
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所
在地の町名及び番地まで記載してください。

熊本県知事 様

「申請者の住所」は、予定している法人の事務所の所在地ではなく、申請者の住んでいる住所を住民票どおり記載してください。

申請者は、設立後の代表者(理事長、会長等)である必要はありませんが、設立総会で選任され、議事録に明記された設立代表者でなければなりません。

申請者 住所 熊本県天草市〇〇町〇番〇号
氏名 天草 四郎
電話番号 0969-〇〇-1111

設立認証申請書

申請者に連絡のつく電話番号も忘れずに！
※令和3年(2021年)4月以降、押印は不要です

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 特定非営利活動法人の名称(フリガナ)

特定非営利活動法人パレアの会(パレアノカイ)

2 代表者の氏名(フリガナ)

熊本 太郎(クマモト タロウ)

一般的には「理事長」とか「会長」と言われる方になります。理事であることが必要です。

3 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市手取本町8番9号

4 その他の事務所の所在地

〇〇〇〇〇

事務所の所在地の町名及び番地まで記載してください。正式な住所表記であることが必要です。

4 その他の事務所も同様です。
その他の事務所がない場合は記載不要です。

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の者に対して、特定非営利活動の促進に関する事業を行い、市民活動の発展に寄与することを目的とする。

定款第3条に記載されている内容を一字一句変えず、点や丸の位置も全て同じにそのまま記載してください

申請書への転記は不要です。

(備考)

「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載してください。

内閣府により示された定款例

タテ線の左側が定款例、右が解説・法令上の根拠です。

- 内閣府により示された定款の作成例です。この例に拠らなければならない、というものではありません。
- 特定非営利活動促進法、民法、その他法令にのっとり、法人運営に必要な事柄がすべて網羅され、社会通念上適正に定めてあるものなら、法人の定款として用いることができます。
- この定款例を用いる場合は、線の右側の注意事項に注意してください。ことに第22条と第31条の総会と理事会の権能の仕分けについては、法人設立者間でよく話し合ってください。

注) 法人名は、定款・登記を含む全ての書類に統一して用いてください。

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定非営利活動法人〇〇〇〇という。} \\ \text{NPO法人〇〇〇〇} \end{array} \right.$

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

例 ①:阿蘇郡内の小・中学生

②:環境教育

③:環境美化意識の高揚

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇〇事業

⋮

(2) その他の事業

① △△△△△△事業

② △△△△△△事業

⋮

<第 条>と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

<第1条>…必要的記載事項(法11①二)

注:特定非営利活動法人又はNPO法人を選択。

<第2条>…必要的記載事項(法11①四)

注:「主たる事務所」と「その他の事務所(=従たる事務所)」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

<第3条>…必要的記載事項(法11①一)

注:特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<第4条>…必要的記載事項(法11①三)

注:法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する(複数の種類の選択も可能)。

→ 別表の文言を、そのまま転記

<第5条>…必要的記載事項(法11①三及び十一)

参考:法5

注1:第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2:「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3:「特定非営利活動に係る事業」にお

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

⋮

→ 不当な入会条件は不可

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

いて、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」の旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項・法5①

注4：「その他事業」を行なわない場合、第2項は不要。

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②一イ

<第6条>

注1：ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。また、設立後も、常時10人以上の社員を有する必要がある（法12①四）。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②一イ）

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項(法11①六)

<第12条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない(法15)。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる(法21)。

参考：第4項…法19

<第14条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び副理事長は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法16)。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注4：監事は代表権を有しない。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

<第15条>

注1：第1項…必要的記載事項（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条>

参考：法22

<第17条>

注：役員解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

参考：第1項…法2②—口

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第20条>

参考：法14の2及び法14の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法14の5）。

なお、法定の総会議決事項（定款の変更、解散、合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第31条参照）。

→ (4)～(10)は、理事会でも可。

<第23条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある（法14の2）。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法14の3②）

<第24条>

注：第3項…総会の招集の通知は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日5日前までに行われなければならない（法14の4）。

<第26条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である（法25②）。

<第27条>

参考：第1項…法14の6

あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）。

<第28条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法14の7③）。（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する（法規1の2）。）

参考：第4項…法14の8

<第29条>

注1：第2項…「署名、押印」以外に、「署名又は記名押印」、「記名、押印」、「署名」とすることもできる。

注2：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第31条>

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計
(資産の構成)

<第35条>

参考：第2項・法17

注：第2項…「署名、押印」以外に、「署名又は記名押印」、「記名、押印」、「署名」とすることもできる。

<第7章>…必要的記載事項（法11①八及び九）

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

【その他の事業を行わない場合】

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

【その他の事業を行わない場合】

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、

<第 38 条>

<第 39 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第 40 条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 41 条>

注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第 42 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない（法 5②）。

<第 43 条～第 45 条及び第 48 条>

注：平成 15 年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている（法 27 一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

⋮

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

<第 47 条>…必要的記載事項（法 11①十）

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法 11①十二及び十三）

<第 49 条>

参考：法 25

注 1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2：法 25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第 2 条参照）、役員の数に関する事項（第 12 条参照）、資産に関する事項（第 7 章参照）、会計に関する事項（第 7 章参照）、事業年度（第 47 条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第 8 章参照）、公告の方法（第 9 章参照）をいう。

<第 50 条>

参考：第 1 項…法 31①

第 1 号…法 31①一

第 2 号…法 31①三

第 3 号…法 31①四

第 4 号…法 31①五

第 5 号…法 31①六

第 6 号…法 31①七

第 7 号以下…法 31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第 2 項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾が必要となる（法 31 の 2）。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

【解散時の総会で決定する場合】

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

参考：第3項・法31②

<第51条>

参考：法11③、法32

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない(法11③)。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる(法32②③)。

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要(法第34条)。

<第9章>…必要的記載事項(法11①十、四)

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法28の2)。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ ・内閣府NPO法人ポータルサイト (法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場(に掲示)

(記載例はP18参照)

なお、③を選択する場合は、事故

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 ○○○円
- 正会員会費 □□□円 (1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 △△△円
- 賛助会員会費 ▽▽▽円 (1年間分)

その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる(法28の2③)。

注3：定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④)
- ②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法31の12④)

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項(法11②)役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておくこと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない(第15条注2参照)。

注4、第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例
第 1 号(官報)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第 2 号 (日刊新聞紙)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 3 号 (電子公告)	【記載例 1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例 2：内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
	【記載例 3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 4 号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注 1) 以下のように定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第 31 条の 10 第 4 項）及び②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第 31 条の 12 第 4 項）については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注 2) 以下のように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

役員名簿

法人名：特定非営利活動法人〇〇〇〇

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)			
監事			

住民票と完全に同じ表記であることが求められます。略字体を使わず、住民票上の氏名を正確に記入してください。

高と高、崎と崎、浜と濱などの混同がよく見受けられます。ワープロ・パソコンで出ない漢字の場合は、そこだけ手書きしてください。

役員名簿

法人名：特定非営利活動法人パレアの会

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町8番9号	有
理事 (副理事長)	八代 次郎	八代市西松枝城町10番8号	無
理事	天草 四郎	天草市東浜町8番1号	無
監事	人吉 五郎		無
監事	山鹿 花子	山鹿市山鹿〇〇〇	無

役名及び役職名を記載

住民票の住所をそのまま一字一句変えずに転記してください。例えば、「2丁目3番地1号」を、「2-3-1」と省略しないでください。

以下全ての住所欄は同様に省略せず記入してください。

なお、居所とは、外国籍を有する方の場合の表現となります。

役員報酬の有無です。雇用された方への給与ではありません。

監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねることはできません。

「備考」は、記入上の注意であって、提出される申請書への転記は不要です。

(備考)

- 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- 「住所又は居所」の欄には、熊本県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
(住民票の写しの場合、その住所又は居所をそのまま転記してください。)
- 上記欄は、役員の数に応じて、適宜加減してください。
- 理事は3人以上、監事は1人以上を置かなければなりません。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人

御中

就任承諾及び誓約書

住所

氏名

私は、特定非営利活動法人 _____ の（理事・監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

（備考）

「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行規則第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令 [※] で定めるもの

※精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

特定非営利活動促進法第21条の要件
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。
注 具体的には、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日以降の日付を記載
します。

特定非営利活動法人パレアの会 御中

法人に対する就任承諾書です。よっ
て、原本は、法人で保管します。県に
は謄本（コピー）をご提出ください。
原本が正副 2 部あれば、副本 1 部を
提出。

就任承諾及び誓約書

住民票上の住所・氏名を省略せず、
そのまま転記してください。

住所
氏名

私は、特定非営利活動法人パレアの会の理事に就任することを承諾するとともに、特定非
営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを
誓約します。

法人名、理事又は監事の区分を記入してくだ
さい。様式のままという間違いが多く見受け
られます。

監事の就任承諾書の場合、ここは、次のようになります。「理事」が「監事」に変わります。
「私は、特定非営利活動法人パレアの会の監事に就任することを承諾する
とともに……します。」
あるいは、「理事」「監事」の不要な方の文字を消してください。

法務局で登記する場合は、代表権を有する「理事」だけが記載されま
す。代表理事や会長といった組織内の役職名は、ここでは記載せず、
登記上は皆、「理事」となります。

「備考」は、記入上の注意であって、就任される役員には必ず全文読んで
もらいましょう。提出される様式には「備考」欄は記載不要です。

提出するのは、コピーで結構です。原本は、法人で保管
しておいてください（登記の際必要になります）。

社員のうち10人以上の者の名簿

法人名：特定非営利活動法人

氏 名		住 所 又 は 居 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

「社員」とは、総会を構成するいわゆる「正会員」のことです。10人選んで載せても、また全員載せても構いません。ただし、10人未満では受け付けられません。役員や発起人が社員であれば、重複しても構いません。

社員のうち10人以上の者の名簿

法人名：特定非営利活動法人パレアの会

氏 名		住 所 又 は 居 所
1	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町8番9号
2	八代 次郎	八代市松江城町1番25号
3	人吉 三津子	人吉市麓町16番
4	玉名 三郎	玉名市大字繁根木163号
5	天草 四郎	天草市東浜町8番1号
6	大阿蘇 太郎	阿蘇市一ノ宮町宮地504号の1
7	菊池 市子	菊池市七城町甲佐町74番1号
8	御船 二三子	上益城郡山都町浜町6号
9	津奈木 洋子	葦北郡芦北町田浦町653番
10	美里 流子	下益城郡城南町大字宮地1050

住民票の住所をそのまま一字一句変えずに転記してください。例えば、「2丁目3番地1号」を、「2-3-1」と省略しないでください。

以下全ての住所欄は同様に省略せず記入してください。

なお、居所とは、外国籍を有する方の場合の表現となります。

確 認 書

特定非営利活動法人 〇〇〇〇 は、特定非営利活動促進法第2条第2項
第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、令和 〇 年 〇 月 〇 日
に開催された設立総会において確認しました。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

法人名 特定非営利活動法人

設立代表者 住所

氏名

確認書

設立総会の開催日付を入れてください。

特定非営利活動法人パレアの会は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催された設立総会において確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日以降の日付を記載します。

法人名 特定非営利活動法人パレアの会
設立代表者 住所 熊本県天草市東浜町8番1号
氏名 天草 四郎

「設立代表者の住所」は、予定している法人の事務所の所在地ではなく、設立代表者の住所です。
なお、住民票の表記を一字一句変えずに記入します。

「備考」は、記入上の注意事項です。提出される様式には記載不要です。

(備考)

※ 法第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

※ 法第12条第1項第3号

当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

2 申請に至るまでの経過

令和 年 月 日

法人名 特定非営利活動法人

設立代表者 住所

氏名

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

何故、法人化したいのか、その理由を明確にしてください。
例えば、「誰(何)に対してどのように社会貢献したいのか、それは何のためか」であったり、「会の理念・活動方針・行動規範」であったりするかと思います。発起人や会員・役員で十分に検討ください。
第三者が容易に理解できるよう平易で具体的な表現をしてください。

2 申請に至るまでの経過

法人設立にいたる、例えば社会的背景や心の発露、それを踏まえて活動を開始するに至るまでの経緯をまとめてください。(以下例示)
任意団体での活動歴があれば、その設立からの経過もご記入ください。

- 年●月 ○○町主催の○○フォーラムに参加した○○町や○○町の元教諭、元養護教諭らで子どもの不登校やいじめの問題に取り組む活動を開始。
- 年●月 ○○町公民館内に相談所を開設。以降毎月、○人ほどの保護者や子どもを迎え、電話や面接相談、カウンセリングなどの支援活動、子どもたちの居場所作りを目指した活動を実施。
- 年●月 第○回○○賞受賞。
- 年●月 よりしっかりとした基盤を持つ活動を展開するため、上記趣旨に賛同を得た5人で発起人会設立。
- 年●月から●月まで 設立趣旨書その他総会資料作成のための発起人会開催。
- 年●月 総会を開催し、法人設立を議決。以降今日に至る。

令和○○年○○月○○日

設立総会開催日以降の日付を記載します。

法人名 特定非営利活動法人パレアの会
設立代表者 住所 熊本県天草市東浜町8番1号
氏名 天草 四郎

「設立代表者」の住所・氏名です。住民票の表記を一字一句変えずに記入します。

設立総会議事録

1 日 時

2 場 所

3 出席者数

4 審議事項

第1号議案 〃の設立についての意思決定
に関する件（設立趣旨書に関する件）

第2号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1
項第3号に該当する団体であることの確認の件

第3号議案 定款承認の件

第4号議案 役員選任の件

第5号議案 設立当初の財産目録に関する件

第6号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書承認の件

第7号議案 設立初年度及び翌年度の活動予算書承認の件

第8号議案 設立代表者選任と権限委譲の件

第9号議案 議事録署名人の選任に関する件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

特定非営利活動法人パレアの会設立総会議事録

書面表決者（当日出席できないが、書面にて各議案に賛否の意見を表明している者）又は表決委任者（当日出席できないが、議長等に対して委任状を提出している者）があれば、その数を記入してください。

- 1 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場所 くまもと県民交流館パレア会議室2
- 3 出席者数 30名 うち書面表決者5名、表決委任者3名

4 審議事項

- 第1号議案 特定非営利活動法人パレアの会の設立についての意思決定に関する件（設立趣旨書に関する件）
- 第2号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認の件
- 第3号議案 定款承認の件
- 第4号議案 役員選任の件
- 第5号議案 設立当初の財産目録に関する件
- 第6号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書承認
- 第7号議案 設立初年度及び翌年度の活動予算書承認の件
- 第8号議案 設立代表者選任と権限委譲の件
- 第9号議案 議事録署名人の選任に関する件

「設立当初の財産目録」は設立総会の日現在で作成します。設立認証申請書類ではありませんが、設立認証後、設立登記の際に必要となります。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 開会の辞
- (2) 議長選出の件
- (3) 第1号議案の承認の件
-
- (10) 第9号議案の承認の件

上記審議事項の各議案について、簡単な概要と議決の結果を記入します。（例）「議長は、第1号議案について説明後、その承認を求めたところ満場異議なく、原案のとおり承認可決された。」
当然のことながら、承認されることが、申請の条件となります。つまり、今回の申請書に添付されている書類が全てそのまま、設立総会で承認されたはずですが、
なお、議決後内容に変更が生じることがあれば、新たな議決が必要となります（軽微な変更は別です）。

以上、この議事録が正確であることを証します。

設立総会出席者の中から、2名選出（上記例では第9号議案）し、署名します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日付は設立総会の日付以降になります。

議長 熊本 太郎
 議事録署名人 大阿蘇 麗子
 同 八代 次郎

提出するのは、コピーで結構です。原本は、法人本部にて保管しておいてください（登記時必要になります）。

前ページ5 議事の経過の概要及び議決の結果(記入例)

※記入の一例です。ご参考までにどうぞ。

- (1) 開会の辞
設立発起人を代表して熊本太郎氏が、開会の辞を述べた。
- (2) 議長選出の件
議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって熊本太郎氏を選任した。
- (3) 議案審議
 - 第1号議案 特定非営利活動法人パレアの会の設立についての意思決定に関する件
議長は、特定非営利活動法人パレアの会の設立について、設立趣旨書を朗読し、本法人の設立趣旨及び目的に関し説明を行い、本法人の設立について承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。
 - 第2号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認の件
議長は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号を朗読後、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認を求めたところ、満場異議なく承認可決した。
 - 第3号議案 定款承認の件
議長は、本議案につき、定款案を説明し、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第4号議案 役員選任の件
議長は、役員選任案について説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決し、この決議により選任された者も全員これを承諾した。
 - 第5号議案 設立当初の財産目録に関する件
議長は、設立当初の財産目録につき説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第6号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書承認の件
議長は設立初年度及び翌年度の事業計画書につき説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第7号議案 設立初年度及び翌年度の活動予算書承認の件
議長は設立初年度及び翌年度の活動予算書につき説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第8号議案 設立代表者選任と権限委譲の件
議長は、設立代表者として天草四郎氏を選任し、所轄庁に対する設立認証申請手続きにかかる一切の権限を委譲したい旨述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

なお、議長から、設立認証申請の手続きのために、定款その他の書

類について原案の骨子に変更のない程度の字句修正については、設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第9号議案 議事録署名人の選任に関する件

議事録署名人について、議長より本日出席の大阿蘇麗子氏と八代次郎氏の2名を指名したところ、満場異議なく承認された。

(4) 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

初年度事業計画書

法人成立の日から令和 年 月 日まで

法人名：

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込 額 (千円)

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)

39～40頁の活動予算書及び注記に対応

(法第10条第1項関係様式例)

初年度事業計画書

「定款例」附則の5の期末と一致します。

法人成立の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

法人名：特定非営利活動法人パレアの会

1 事業実施の方針

当該年度の事業実施方針を具体的に、かつ、誰が見ても分かりやすく記入してください(例：今年度は〇〇〇事業の実施に重点を置く、△△△事業のサービス範囲を広げていく等)。

定款第5条に掲げる事業名をそのまま転記し、事業ごとにお書きください。

定款第5条に掲げてある事業名毎に記載してください。各事業の下に細分化されたプロジェクトがあれば、事業内容ごとに分けて記入してください。

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
〇〇〇事業	在宅高齢者に毎週2回、〇〇〇サービスを行う	通年	〇〇町公民館	10人	〇〇町の高齢者50人	672
△△△事業	環境問題に関する啓発メールマガジン発行	週1回	インターネット	2人	県内外の読者1000人	243
施設管理運営受託事業	〇〇町公民館の管理運営を受託し、高齢者支援、まちづくりに取組む団体等とのネットワークを広げる	通年	〇〇町公民館	2人	〇〇町の活動団体・個人1000人	282

市町村(+～地区)

市町村単位以上の範囲

注記と一致させる

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
物品販売事業	不要物品を拋出してもらい、フリーマーケット等で販売する	〇月×日	グランメッセ熊本	10人	244

※定款第5条に掲げる■■事業は、従事者人員不足のため、初年度開始は見送り、次年度から実施する。具体的内容は〇〇〇〇〇〇〇〇を予定。

定款に掲げた事業のうち、実施しない(できない)事業があれば、ここにその理由と実施予定(見通し)について記載します。なお、翌年度以降も実施しない(2ヶ年度に亘って実施しない)場合は、(定款からの削除も含めて)再考してください。

(法第10条第1項関係様式例)

翌年度事業計画書

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

法人名：

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)

(法第10条第1項関係様式例)

設立当初の事業年度終期の翌日から1年間となります。

翌年度事業計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

法人名：特定非営利活動法人パレアの会

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

記入要領は初年度に同じ。定款第5条の事業名毎に記入。

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)

備考は記入のための注意事項であり、よく読んで事業計画書を作成してください。提出される様式には記載不要です。

(備考)

- 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(1)に該当しない事業を行う場合にあっては「(2) その他の事業」として、(1)と区分して記載する。
- 「2 事業の実施に関する事項」の(1)については、事業毎に事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 「2 事業の実施に関する事項」の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 「2 事業の実施に関する事項」の(2)については事業毎に事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。

(法第10条第1項関係様式例)

初年度 活動予算書
 法人成立の日から令和××年××月××日まで
 (特定非営利活動法人の名称)

定款附則に挙げた「設立当初の事業年度」と一致します。

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	×××
賛助会員受取会費	×××
2. 受取寄付金	
受取寄付金	×××
施設等受入評価益	×××
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	×××
4. 事業収益	
〇〇事業収益	×××
5. その他収益	
受取利息	×××
雑収益	×××
経常収益計	×××
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
役員報酬	×××
給料手当	×××
法定福利費	×××
福利厚生費	×××
人件費計	×××
(2) その他経費	
会議費	×××
旅費交通費	×××
施設等評価費用	×××
その他経費計	×××
事業費計	×××
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	×××
給料手当	×××
法定福利費	×××
福利厚生費	×××
人件費計	×××
(2) その他経費	
会議費	×××
旅費交通費	×××
その他経費計	×××
管理費計	×××
経常費用計	×××
当期経常増減額	×××
III 経常外収益	
1. 固定資産売却益	×××
経常外収益計	×××
IV 経常外費用	
1. 過年度損益修正損	×××
経常外費用計	×××
税引前当期正味財産増減額	×××
法人税、住民税及び事業税	×××
当期正味財産増減額	×××
設立時正味財産額	×××
次期繰越正味財産額	×××

活動予算書の注記に掲載し、事業費の同欄に同じ額を記載。ボランティア受入評価益も同様。

定款の事業名を記載

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいいます。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載します。

役員として受け取る報酬

※ 特定非営利活動を行うことを「主たる目的」とする団体であるため、全体事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半数であることが求められます。「事業費計」>「管理費計」

事業計画書の支出見込み額と一致します。

設立時の資産がある場合は、設立時正味財産額としてその額を記載します。

(法第10条第1項関係様式例)

翌年度 活動予算書
 令和××年×月×日から令和××年×月×日まで
 (特定非営利活動法人の名称)

(単位:円)

		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××	×××	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	×××		
施設等受入評価益	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
.....	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
.....	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

設立当初の事業年度終期の翌日から1年間となります。

翌事業年度の「前期繰越正味財産額」=設立事業年度の「次期繰越正味財産額」

(法第10条第1項関係様式例)

初年度 活動予算書

法人成立の日から令和××年××月××日まで

(特定非営利活動法人の名称)

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
○○○事業収益	520,000		520,000
△△△事業収益	640,000		640,000
施設管理運営受託事業収益	50,000		50,000
物品販売事業収益		450,000	450,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計	1,210,000	450,000	1,660,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	10,000	10,000	20,000
給料手当	254,200	45,800	300,000
臨時雇賃金	99,120	20,880	120,000
雑費	90,860	19,140	110,000
(2) その他経費	40,000	0	40,000
(3) 雑費	41,300	8,700	50,000
(4) 雑費	57,820	12,180	70,000
(5) 雑費	33,040	6,960	40,000
(6) 雑費	140,420	29,580	170,000
(7) 雑費	132,160	27,840	160,000
(8) 雑費	206,500	43,500	250,000
(9) 雑費	24,780	5,220	30,000
(10) 雑費	0	0	0
(11) 雑費	66,080	13,920	80,000
(12) 雑費	742,100	147,900	890,000
(13) 雑費	1,196,280	243,720	1,440,000
2 管理費			
(1) 人件費	0	0	0
(2) 給料手当	0	0	0
(3) 役員報酬	0	0	0
(4) 福利厚生費	0	0	0
(5) 人件費計	0	0	0
(6) その他経費	0	0	0
(7) 広告宣伝費	0	0	0
(8) 印刷製本費	30,000	0	30,000
(9) 備品費	50,000	0	50,000
(10) 消耗品費	20,000	0	20,000
(11) 通信運搬費	0	0	0
(12) 旅費交通費	0	0	0
(13) 租税公課	5,000	0	5,000
(14) 地代家賃	0	0	0
(15) 雑費	0	0	0
(16) その他経費	105,000	0	105,000
(17) 管理費計	105,000	0	105,000
(18) 経常費用計	1,301,280	243,720	1,545,000
(19) 当期経常増減額	-91,280	206,280	115,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	206,280	-206,280	0
当期正味財産増減額	115,000	0	115,000
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	115,000	0	115,000

※特定非営利活動を行うことを「主たる目的とする団体」であるため、全体事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められます。
「特定非営利活動に係る事業費合計」 > 「その他の事業費合計」

その他の事業で得た利益は、「経理区分振替額」により特定非営利活動に係る事業へ振り替える。

特定非営利活動に支障を来さないよう、「その他の事業経常収益計 < その他の事業の事業費」は適当ではありません。

活動予算書の注記（初年度）

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。
該当事項がない場合は記載不要です。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (3) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業			その他の事業	合計
	〇〇〇事業費	△△△事業費	施設管理運営受託事業費	物品販売事業費	
(1)人件費					
役員報酬	5,000	0	5,000	10,000	20,000
給料手当	143,800	53,440	56,960	45,800	300,000
臨時雇賃金	55,800	20,040	22,280	20,880	120,000
法定福利費	51,150	18,000		19,140	110,000
人件費計	255,750	91,480		95,820	550,000
(2)その他経費					
旅費交通費	20,920	9,000	10,080	0	40,000
通信運搬費	23,250	8,350	9,700	8,700	50,000
印刷製本費	32,550	11,690	13,580	12,180	70,000
消耗品費	18,600	6,680	7,760	6,960	40,000
備品費	79,050	28,390	32,980	29,580	170,000
水道光熱費	74,400	28,800	28,960	27,840	160,000
貸借料	116,250	11,680	15,570	43,500	250,000
保険料	13,950		30	5,220	30,000
会議費	0		0	0	0
雑費	37,200		20	13,920	80,000
その他経費計	416,170	150,950	174,980	147,900	890,000
合計	671,920	242,800	281,560	243,720	1,440,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

基本科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	
賛助会員受取会費	
2. 受取寄付金	
受取寄付金	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の公正価値による評価額。
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で施設等の物的サービスを受けた場合で、当該サービスを合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握できる場合に、その他経費と同額計上する方法を選択した場合。
施設等受入評価益	ボランティアから業務の提供を受けた場合で、当該業務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握できる場合として、人件費と同額計上する方法を選択した場合。
ボランティア受入評価益	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
3. 受取助成金等	事業の種別ごとに区分して表示することができる。
受取助成金	
受取補助金	
4. 事業収益	
5. その他収益	
受取利息	
為替差益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は併設して表示する。
雑収益	
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	役員に対する報酬等(使用人兼務分を除く)のうち、事業に直接かかわる部分
役員報酬	使用人兼務役員の使用人部分を含む。
給料手当	活動の原価の算定に必要なボランティアの受入額。
臨時雇賃金	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。
ボランティア評価費用	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
法定福利費	
退職給付費用	販売用現物資産を販売した時の原価。
通費費	講師等に対する謝礼金。
福利厚生費	
(2) その他経費	車に関する費用をまとめる場合、内容により他の科目に表示することもできる。
売上原価	電気代、ガス代、水道代など。
業務委託費	事務所や駐車場代など。
諸謝金	事務機器のリース料など。不動産の使用料をここに入れることも可能。
印刷製本費	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。
会議費	
旅費交通費	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(様式1参照)
車両費	
通信運搬費	金租機関等からの借り入れに係る利子・利息
消耗品費	為替換算による差加。なお為替差益がある場合は併設して表示する。
修繕費	
水道光熱費	
地代家賃	
賃借料	
施設等評価費用	
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	
研修費	
支払手数料	
支払助成金	
支払寄付金	
支払利息	
為替差損	
雑費	

設定科目	科目の説明
2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 支払手数料 支払利息 雑費 III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損 V 経理区分損益額 経理区分損益額	役員に対する報酬等(使用人兼務分を除く)のうち、運営管理にかかわる部分 使用人兼務役員の使用人部分を含む 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。 出に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵便物の送料など。 電気代、ガス代、水道代など。 事務所や駐車場代など。 事務機器のリース料など。不動産の使用料をここに入れることも可能。 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税 等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から 法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(様式1参照) 金融機関等からの借り入れに係る利子・利息 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。 その他事業がある場合の事業間振替額。

様式例・記載例（法第14条関係）

設立の時の財産目録

令和××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

（単位：円）

科目		金額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載は不要

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる

正味財産＝資産合計－負債合計

別記第1号の2様式(第3条の2関係)

日付は補正書を提出する日にちが入ります。

令和 年 月 日

熊本県知事 様

設立代表者と同一人になります。

※令和3年(2021年)4月以降、押印は不要です

申請者 住所又は居所
氏名

〔法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

電話番号

設立認証申請書の申請日
(右上の日付)を記入します。

補正書

補正が必要な書類の種類
を記入します。例 定款

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

申請段階	(招集) 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。
補正後	(招集) 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2 補正の理由

誤字の修正

(備考)

1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合はその
た書類の場合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言を記載して
ください。

2 「1 補正の内容」には、変更する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明
らかにした対照表を記載してください

補正の内容には、変更しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにして記入してください。

補正の理由は、具体的に記入してください。

特定非営利活動促進法(抄)

(平成10年3月25日法律第7号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

- 三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - 四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面
 - 五 設立趣旨書
 - 六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - 八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）
- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 一 申請のあった年月日
 - 二 特定添付書類に記載された事項
 - 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
 - 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 五 社員の資格の得喪に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
 - 九 会計に関する事項
 - 十 事業年度
 - 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - 十二 解散に関する事項
 - 十三 定款の変更に関する事項
 - 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
 - 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の数)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（役員の子族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の子族の三分の一を超えて含まれることにはならない。

（役員の子員補充）

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の子名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の子期）

第二十四条 役員の子期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

（定款の変更）

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）、又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書在所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することと足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に

対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（所轄庁への意見）

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人 （省 略）

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する

場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者

七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

役員報酬を受け取ることのできる人数&親族で役員になれる人数

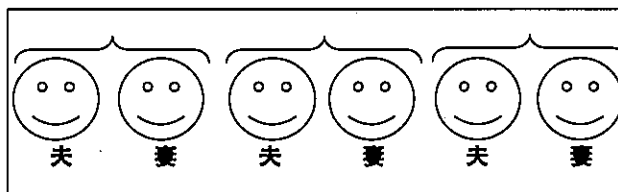
役員数(人)	4~5	6~8	9~11	12~14	15~17	18~20
役員報酬を受領できる人数	1	2	3	4	5	6
本人以外の親族数(人)	0	1				

三親等以内の親族

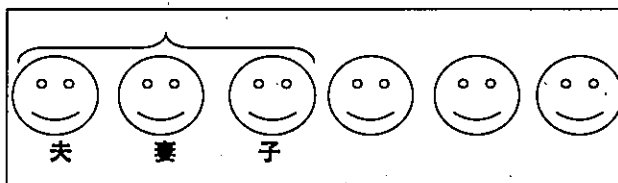
0親等	本人・配偶者(夫・妻)
1親等	父・母・子
2親等	祖父・祖母・孫・兄弟姉妹
3親等	曾祖父・曾祖母・曾孫(ひ孫)・おじ・おば・甥・姪

(注: 上に例示した親族の配偶者、3親等以内の姻族も含まれます)

【O.K.】夫婦3組が役員 ※ただし、夫婦間に三親等以内の親族がいた場合はNG



【NG】夫婦とその子が役員 → 本人以外の親族が2人のため



納税 (別表参照)

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」注7からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税(均等割)は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

税率は、別表のとおりです。

注7 法人税法上の収益事業(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項)

・ 販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

* 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

1 国税

- 法人税率

年間所得800万円以下	15.0%
年間所得800万円超	23.2%

2 地方税

(1) 道府県民税、市町村民税

- 均等割は、地方公共団体内に事務所等を有する法人について課税。
- 均等割の標準税率

道府県民税	2万1千円(熊本県)
市町村民税	6万円(市町村によって異なります)

- 法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税を基礎に課税。
- 法人税割の標準税率

道府県民税	法人税額の	1.0%
市町村民税	法人税額の	8.4%

(2) 事業税(道府県税)

- 事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税。
- 事業税の標準税率

年間所得400万円以下	3.5%
年間所得400万円超~800万円以下	5.3%
年間所得800万円超	7.0%

(3) 地方法人特別税(国税)

- 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から、法人事業税の税率の引き下げられ、地方法人特別税が適用されることになりました。地方法人特別税は国税ですが、県に法人事業税と併せて申告納付していただくものです。
- 地方法人特別税の標準的な税率

法人事業税(所得割)額の	43.2%
--------------	-------

特定非営利活動法人（NPO法人）設立認証申請書 自己チェック票

- 1 書類が全て揃い、日付の記入、押印が全てなされているか。
- 申請書 ※令和3年（2021年）4月1日以降、押印は不要です。
 - 定款 [2部]
 - 役員名簿 [2部]
 - 就任承諾及び誓約書の写し【役員全員分】（日付）※分かれている場合有り
 - 住民票（役員全員分）※コピー不可
 - 社員名簿
 - 確認書
 - 設立趣旨書（日付） [2部]
 - 設立総会の議事録の写し（日付）
 - 2年分の事業計画書 [2部]
 - 2年分の活動予算書 [2部]
- 2 申請書に記載された内容と、定款（1～3条）記載内容の不一致はないか。
※事務所所在地については、定款では市町村名までの記載でも可。
- 3 定款（5条）の特定非営利活動事業の内容が、妥当と思われるか。
※次に該当する場合は認証されない可能性がある。
- ①利益追求を目的としているもの
 - ②特定の者・団体の利益を目的としているもの
 - ③事業内容が具体的に記載されていないもの
 - ④宗教・政治活動に該当するもの
- 4 定款（6条）の正会員の定め方が「不当な制限」となっていないか。
※記載例では「この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体」。個人に限定するのは認められるが、資格や学歴等で限定しているものは認められない場合がある。
- 5 役員が法の規定（理事3人以上、監事1人以上）に反しないか。
※定款（第13条、附則）、役員名簿で人数を確認
- 6 定款における総会議決事項と理事会議決事項に矛盾はないか。
- | | 個別条文 | 権能 |
|------------|-------------|-----------------|
| 入会金及び会費 | 8条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
| 役員選任 | 13条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
| 役員解任 | 17条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
| 役員報酬 | 18条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
| 事業計画及び予算 | 43条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
| 予算の追加及び更正 | 45条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
| 事業報告及び決算 | 46条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
| 借入金（臨機の措置） | 48条（総会・理事会） | 22条・31条（総会・理事会） |
- 7 役員を選任を総会で行う場合に、いわゆる「伸長規定」は盛り込まれているか。
※義務ではない。附則における役員任期を確認し、適宜助言してください。
- 8 入会金及び会費は高すぎないか。※定款（附則）を確認

- 9 役員名簿における役員が「報酬受領」「親族数」の制限内であるか。

役員数	4～5	6～8	9～11	12～14	15～17	18～20
役員報酬受領可	1	2	3	4	5	6
本人以外の親族数	0	1				

※親族数には姻族の三親等（曾祖父母、ひ孫、おじおば、甥姪）までが含まれる。

- 10 就任承諾及び誓約書に記載された法人名、役職名が間違っていないか。
- 11 住民票が原本であり、かつ申請日より6ヶ月以内に発行されたものであるか。
- 12 社員名簿に10人以上の者の記載があるか。
- 13 設立総会の議事録で、必要な事項が全て議決されているか。
 設立についての意思決定（設立趣旨書）
 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認
 定款承認
 役員選任
 設立初年度及び翌年度の事業計画書承認
 設立初年度及び翌年度の活動予算書承認
 設立代表者選任と権限委譲
- 14 設立総会の議事録で、選出された議長・議事録署名人と署名（記名）した議長・議事録署名人は一致しているか。
- 15 事業計画書に記載された事業は定款（5条）と一致し、特定非営利活動については、具体的で問題ない内容であるか。
※当初未実施の場合は、その旨記載すること。
※次に該当する場合は認証されない可能性がある。
①利益追求を目的としているもの
②特定の者・団体の利益を目的としているもの
③事業内容が具体的に記載されていないもの
④宗教・政治活動に該当するもの
- 16 定款（附則）に記載された事業年度と、事業計画書・活動予算書の事業年度の矛盾がないか。
- 17 事業計画書に記載された事業費と、活動予算書の「事業費」欄に記載された事業費は一致しているか。
- 18 事業費より管理費が多くないか。
- 19 「その他の事業」を行う場合
・活動予算書 「その他の事業」欄に記載があり、「経理区分振替額」欄で振り替えてあるか。
- 20 「その他の事業」の費用総額が「特定非営利活動に係る事業」の費用総額より多くないか。

特定非営利活動法人設立認証申請手続きのほか、
本冊子の内容に関するお問い合わせは

くまもと県民交流館パレア NPO・ボランティア協働センター
パレアルーム

平日・土曜日 9:30～21:00

日曜日・祝日 9:30～18:00

(※ただし、年末年始及び休館日があります。)

〒860-8554熊本市中央区手取本町8-9テトリアくまもと9F

【TEL】096(355)1186

【FAX】096(355)4318

【E-mail】npo@k-parea.net

【HP】<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/>